

【重要】正しい情報へのメンテナンスを!

アットホームでは「正確な物件情報」を公開するために、週に1回以上、物件情報の内容確認と最新情報への更新をお願いしています。

●以下の点に、ご注意ください!

Check!

すでに成約した物件ではありませんか?

Check!

賃料・礼金、敷金などの取引条件に変更はありませんか?

Check!

キャンペーンは現在も実施中ですか?

特に金銭に関する取引条件はエンドユーザーにとって重要な情報です。変更があった際は速やかに修正してください。また、**10月1日(火)より消費税率の変更が予定されています**。修正が必要な物件および適正な修正時期を事前にご確認の上、メンテナンスをお願いします。

●成約済みの物件や、申込の入った物件について

成約済みの物件や、申込が入り商談中などといった「現在、申し込めば契約できる」状態でない物件についても、速やかに非公開の処理・手続きを行ってください。また、成約済みの物件の公開を継続していると【おとり広告】とみなされますので、ご注意ください。



▼首都圏不動産公正取引協議会発行 公取協通信第303号(2019年7月号)より抜粋

Q

賃貸物件をホームページに掲載していますが、普段の業務が多忙だったため、うっかりしていて、しばらくの間、物件の成約確認ができず、成約済物件をそのまま掲載し続けていました。懇意のポータルサイトの営業担当者から、契約済物件を掲載したままにしていると、おとり広告になると云われました。悪意があって、このような状態になったわけではないのに、おとり広告になるのでしょうか?

A

表示規約において、「おとり広告」を含む不当な表示に該当するか否かについては、一般消費者の目線で客観的に判断されるものであり、事業者側の意図や過失の有無は問わないことになっています(無過失責任)。ご質問のケースは、悪意はないとのことですが、契約済みのため取引できない物件を広告したわけですから、表示規約第21条第1項第2号で規定する「物件は存在するが、実際には取引の対象となり得ない物件に関する表示」に該当し、「おとり広告」となります。今後は、物件情報の更新作業を定期的実施していただくか、ホームページから物件情報自体を削除(非掲載)してください。

メンテナンス
時のお願い

元付会社さまへ

元付会社さまの公開している物件情報に誤りや必要な表示事項の不足があると、客付会社さまの広告転載時や客付時にトラブルになるおそれがあります。公開時の今一度の確認と公開情報のこまめな更新をお願いいたします。

客付会社さまへ

ATBB(不動産業務総合支援サイト)の2次広告機能により転載をしている物件につきましても、定期的に元付会社さまへ情報内容の確認をお願いいたします。

★上記は、「アットホーム全国不動産情報ネットワーク利用約款」の細目規定として適用しています。

2019年9月